

手数料表及び払戻金制度について

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	手数料負担者は 求人者 とします。 <u>3,000 円</u>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u> 手数料負担者は求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u> 手数料負担者は求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

●払戻金制度に関する事項

当社より紹介し採用された求職者に係る雇用契約が短期間で終了した場合（当該求職者の一身上の都合により退職した場合に限ります）、求人者から申し受けた手数料の一部を、原則として以下の割合で払い戻しいたします。

- ・ 内定から入社までの期間に内定を辞退した場合 紹介手数料の 100%
- ・ 入社後 1 ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の 80%
- ・ 入社後 3 ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の 50%

※紹介予定派遣により紹介し採用された場合、及び派遣先から求人を受け付け、当該派遣先で就業した派遣労働者を紹介し採用された場合には、手数料の払い戻しはいたしません。

また、払戻金制度は人材紹介契約書により別の定めを取り決める場合があります。

許可番号：13-ユ-307894

グローバルエッジキャリアーズ株式会社 東京事務所

東京都千代田区富士見二丁目 2 番 5 号

グローバルエッジキャリアーズ株式会社 四国事務所

愛媛県四国中央市寒川町 1220 番地 1